平成２５年（フ）第２２５号
埼玉県富士見市上沢１丁目６番10―102号　遠藤方
債務者　安藤　厚子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２２９号
埼玉県狭山市大字東三ツ木421番地の７　プランドール102
債務者　中村　　孝
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２０号
千葉県大網白里市みやこ野１丁目５番地72
債務者　小倉　幸男
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２８号
千葉県大網白里市南横川1916番地17
債務者　三浦　幸子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第６６号
静岡県田方郡函南町間宮53番地の１　ハーモニーガーデン203、前住所静岡県富士市伝法1625番地の12　レ・フレールＮ203号
債務者　岩渕麻衣子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第８２号
静岡県沼津市真砂町23番地の４　望月マンション201
債務者　杉山　一夫
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
静岡県沼津市多比356番地
債務者　松本　路子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
静岡県御殿場市東山1031番地の12
債務者　伊藤アウロ英樹こと　ＩＴＯ　ＡＵＲＯ　ＨＩＤＥＫＩ
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
静岡県沼津市豊町19番地の３　市営住宅グリーンヒルズゆたか301
債務者　鈴木　澄人
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第７号
三重県松阪市駅部田町1355番地２
債務者　坂本　展子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第２０号
香川県三豊市三野町吉津甲100番地１
債務者　宮西　君果
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第３号
大分県玖珠郡玖珠町大字森963番地
債務者　田原　恵子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第１３号
大分県日田市田島１丁目９番６号　フルカワビル302号
債務者　梅野　順子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第１４号
大分県日田市大字北豆田1653番地31　コーポそのだ102号
債務者　石松佳志美
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第１２５号
鹿児島県鹿児島市真砂本町８番３号　マエダハイム103号
債務者　竿　シズ子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目30番２号　ジュールＡ206号
債務者　匠　　直樹
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第８３号
北海道帯広市西16条北２丁目31番６号　ＳＧハイツ２―２
債務者　松本　優子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月18日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係